

理 由 書

本町においては、用途地域を補完し、市街地における良好な住環境の維持・保全とともに、快適な生活環境の形成及び高い居住水準を目指すため、平成 25 年に高度地区を都市計画決定し、第一種低層住居専用地域を除く市街化区域全域に、地域の特性に応じた建築物の高さの最高限度を指定しています。

今回、土地区画整理事業を実施している田端西地区の用途地域を工業専用地域から工業地域に変更することから、用途地域の変更に合わせて高度地区の区域を第 4 種高度地区（31 メートル）から、第 4 種高度地区（31 メートル、工業系建築物以外の建築物は 12 メートルとする）に変更するものです。